

参 考 資 料

第 5 回 玉 名 市 議 会

(定 例 会)

令和 7 年 9 月 1 日提出

議番号	件名
76	玉名市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
77	玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
78	玉名市税条例及び玉名市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例
79	玉名市介護保険条例及び玉名市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
80	玉名市火入れに関する条例の一部を改正する条例
81	玉名市法定外公共物管理条例等の一部を改正する条例
82	玉名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
83	玉名市公共下水道条例及び玉名市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

議第 7 6 号関係

玉名市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<u>玉名市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</u> (定義) 第 2 条 略 2 この条例において「独自利用事務等に関する情報」とは、身体障害者手帳交付に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「障害者総合支援法」という。）による日常生活用具の給付等に関する情報、子ども医療費助成に関する情報、ひとり親家庭等医療費助成に関する情報、重度心身障害者医療費助成に関する情報、<u>生活</u>に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報及び住登外者宛名情報（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報をいう。以下同じ。）をいう。 3 略 (個人番号の利用範囲) 第 4 条 番号法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の機関の欄に掲げる機関が行う同表の事務の欄に掲げる事務、別表第 2 の機関の欄に掲げる機関が行う同表の事務の欄に掲げる事務、<u>市長</u>又は玉名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う特定個人番号利用事務並びに市長又は教育委員会が住登外者宛名情報を利用して行う番号法別表の下欄に掲げる事務及び番号法	<u>玉名市個人番号の利用に関する条例</u> (定義) 第 2 条 略 2 この条例において「独自利用事務等に関する情報」とは、身体障害者手帳交付に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「障害者総合支援法」という。）による日常生活用具の給付等に関する情報、子ども医療費助成に関する情報、ひとり親家庭等医療費助成に関する情報、重度心身障害者医療費助成に関する情報及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報 _____をいう。 3 略 (個人番号の利用範囲) 第 4 条 番号法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の機関の欄に掲げる機関が行う同表の事務の欄に掲げる事務、別表第 2 の機関の欄に掲げる機関が行う同表の事務の欄に掲げる事務及び市長又は玉名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う特定個人番号利用事務_____

第9条第1項に規定する準法定事務とする。

2・3 略

4 市長又は教育委員会は、番号法別表の下欄に掲げる事務又は番号法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、独自利用事務等に関する情報又は総合福祉関係情報であつて自らが保有するものを利用することができる。

5 略

(特定個人情報の提供)

第5条 番号法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

第6条 略

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1～6 略	略
7 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
8 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

とする。

2・3 略

4 略

第5条 略

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1～6 略	略
7 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 略	生活保護事務	住民票関係情報	1 市長	子ども子育て支援関連事務	独自利用事務等に関する情報
			2 市長	児童通所等給付費支給決定事務	独自利用事務等に関する情報
			3 市長	身体障害者手帳交付事務	独自利用事務等に関する情報（身体障害者手帳交付に関する情報を除く。）
			4 市長	精神障害者保健福祉手帳交付事務	独自利用事務等に関する情報
			5 略	生活保護事務	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報、住民票関係情報又は独自利用事務等に関する情報
			6 市長	児童扶養手当の支給に関する事務	独自利用事務等に関する情報
			7 市長	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務	独自利用事務等に関する情報
			8 市長	児童手当の支給に関する事務	住民票関係情報又は独自利用事務等に関する情報
			9 市長	特別児童扶養手当事務	独自利用事務等に関する情報
			10 市長	特別障害者手帳支給事務	独自利用事務等に関する情報

					する情報
<u>2</u> 略	健康増進事業に関する事務	略	<u>1 1</u> 略	健康増進事業に関する事務	略
<u>3</u> 市長	<u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務</u>	<u>災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助若しくは扶助金の支給に関する情報又は住民票関係情報</u>	<u>1 2</u> 市長	<u>補装具費支給認定事務</u>	<u>独自利用事務等に関する情報</u>
			<u>1 3</u> 市長	<u>自立支援医療費支給認定事務</u>	<u>独自利用事務等に関する情報</u>
			<u>1 4</u> 市長	<u>介護給付費支給決定事務</u>	<u>独自利用事務等に関する情報</u>
			<u>1 5</u> 市長	<u>地域生活支援事業実施事務</u>	<u>独自利用事務等に関する情報</u>
<u>4</u> 略	障害者総合支援法による日常生活用具の給付等に関する事務であって規則で定めるもの	略	<u>1 6</u> 略	障害者総合支援法による日常生活用具の給付等に関する事務であって規則で定めるもの	略
<u>5</u> 略	玉名市子ども医療費助成に関する条例による子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	略	<u>1 7</u> 略	玉名市子ども医療費助成に関する条例による子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	略
<u>6</u> 略	玉名市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例によるひとり親家庭等医療費助成	略	<u>1 8</u> 略	玉名市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例によるひとり親家庭等医療費助成	略

	に関する事務であって規則で定めるもの			に関する事務であって規則で定めるもの	
7 略	玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例による重度心身障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	略	19 略	玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例による重度心身障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	略
			20 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務	総合福祉関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報若しくは独自利用事務等に関する情報（生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報を除く。）又は災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助若しくは扶助金の支給に関する情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法

					律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による療育医療の給付又は療育医療に要する費用の支給に関する情報、住民票関係情報、児童手当等関係情報、介護保険給付等関係情報若しくは障害者総合支援法による自立支援給付に関する情報であつて規則で定めるもの
別表第3 (第5条関係)					
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報		
1 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管	教育委員会	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの		

	<u>理に関する事務であって規則で定めるもの</u>		
<u>2 教育委員会</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>市長</u>	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>

議第 7 7 号関係

玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

新	旧
(玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正(第1条関係)) (1週間の勤務時間) 第2条 略 <u>2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、任命権者が定める。</u> <u>3 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</u> <u>4 略</u> <u>5 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、市長の承認を得て、別に定めることができ</u>	(1週間の勤務時間) 第2条 略 <u>2 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</u> <u>3 略</u> <u>4 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前3項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、市長の承認を得て、別に定めることができ</u>

る。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で

る。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は_____

_____, 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし_____

_____, 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日_____（定年前再任用短時間勤務職員

_____及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要_____

_____により、4週間ごとの期間につき8日（定年前再任用短時間勤務職員_____及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で

週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第8条 任命権者は、市長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長）の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第8条の3 略

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

週休日 _____
_____を設ける場合には、この限りでない。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第8条 任命権者は、市長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長）の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第8条の3 略

2 任命権者は、3歳に満たない _____子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 略

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員（規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員（規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員（規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

5 略

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

3 略

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員（規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員（規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員（規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

5 略

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

(2)・(3) 略

2・3 略

（介護休暇）

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第19条の3第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 略

第17条 略

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、玉名市職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第33号）第26条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

(2)・(3) 略

2・3 略

（介護休暇）

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 略

第17条 略

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 職員の育児休業等に関する条例第26条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第17条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向

を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) 前2号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部改正(第2条関係))

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 玉名市職員の定年等に関する条例(平成17年条例第27号。以下「定年条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

(3) 定年条例 第9条各項の規定により異

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 玉名市職員の定年等に関する条例(平成17年条例第27号_)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

(3) 玉名市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異

動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(4) 略

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) 略

(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は前条____の規定に該当すること。

(7) 略

（期末手当等の支給）

第5条の3 玉名市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第47号。以下「給与条例」という。）第16条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例 第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第7条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(2) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

(3) 定年条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定に

動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(4) 略

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) 略

(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(7) 略

（期末手当等の支給）

第5条の3 玉名市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第47号____）第16条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 玉名市一般職の職員の給与に関する条例第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

第7条 削除

より延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第11条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (5) 育児短時間勤務の承認が、第11条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務に

より当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

- (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第9条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年条例第32号。以下「勤務時間条例」という。）第4条第1項の規定の適用を受ける職員について、次に掲げる勤務の形態（育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。

- (1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。
- (2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第10条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、規則で定める育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第11条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児短時間勤務をしている職員についての給与条例等の特例)

第12条 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、給与条例第3条第4項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする」と、給与条例第4条第2項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする」と、給与条例第10条の3第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。））」と、給与条例第11条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）を乗じて得た額とする」と、同条第5項中「要しない」とあるのは「要しない。ただし、当該時間が玉名市職員

の育児休業等に関する条例（平成１７年条例第３３号）第１２条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する７時間４５分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第１４条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の１５０（その時間が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合には、１００分の１７５）から１００分の１００（その時間が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合には、１００分の１２５）を減じた割合を乗じて得た額とする」と、給与条例第１６条第４項及び第１７条第３項中「給料」とあり、給与条例第１６条第５項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額を算出率で除して得た額」と、同条第６項中「規則」とあるのは「育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して規則」とする。

（育児休業法第１７条の条例で定めるやむを得ない事情）

第１３条 育児休業法第１７条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 過員を生ずること。
- (2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休業法第１８条第１項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

（育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知）

第１４条 任命権者は、育児休業法第１７条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

（育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている職員の給与の取扱い）

第１５条 第１２条の規定は、育児休業法第１７条に規定する育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている職員の給与について準用する。

（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更

新)

第16条 第5条の2の規定は、短時間勤務職員の任用の更新について準用する。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第17条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、給与条例第3条第4項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする」と、給与条例第4条第2項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする」と、給与条例第10条の3第2項第2号中「定年前短時間勤務職員」とあるのは「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）」と、給与条例第11条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）を乗じて得た額とする」と、同条第5項中「要しない」とあるのは「要しない。ただし、当該時間が玉名市職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第33号）第17条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150

（その時間が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合には、１００分の１７５）から１００分の１００（その時間が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合には、１００分の１２５）を減じた割合を乗じて得た額とする」とする。

（部分休業をすることができない職員）

第１８条 育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、勤務日の日数_____を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。次条において同じ。）とする。

（第１号部分休業の承認）

第１９条 育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は_____

_____、３０分を単位として行うものとする。

２ 労働基準法第６７条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第１５条の２第１項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第１号部分休業の承認については、１日につき２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

（部分休業をすることができない職員）

第８条 育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く_____。）とする。

（部分休業の承認）

第９条 部分休業（育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）

_____の承認は、玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成１７年条例第３２号）第８条第１項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、１日を通じて２時間（同条例に基づく規則で定める特別休暇で、職員が生後満３年に達しない子を育てる場合におけるものを承認されている職員については、２時間から当該育児休暇に係る時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、３０分を単位として行うものとする。

２ 労働基準法第６７条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第１５条の２第１項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業_____の承認については、１日につき２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第20条 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第21条 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第22条 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の規定により任命権者が定める休暇で、女性の非常勤職員が生後満1年に達しない子を育てる場合又は非常勤職員が要介護家族の介護をする場合におけるものの承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間
数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第23条 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、
配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと
その他の同条第2項の規定による申出時に予測することができ
なかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以
下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学
の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者
が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第24条 職員(会計年度任用職員を除く。)が育児休業法第19条
第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、
給与条例 第10条の規定にかかわ
らず、その勤務しない1時間につき、同条例第14条に規定する
勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 略

(部分休業の承認の取消事由)

第25条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法
第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたと
きとする。

第26条 略

第27条 略

第28条 略

第10条 職員(会計年度任用職員を除く。)が
部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、
玉名市一般職の職員の給与に関する条例第10条の規定にかかわ
らず、その勤務しない1時間につき、同条例第14条に規定する
勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 略

第11条 第5条の規定は、部分休業について準用する。

第11条の2 略

第11条の3 略

第12条 略

(玉名市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正(第3条関係))

(給与の減額)

第15条 略

- 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき規則で定める時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正（第4条関係）)

附 則

- 1 1 玉名市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条及び第5条の2 _____ の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 1 2 玉名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条及び第10条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(給与の減額)

第15条 略

- 2 職員が部分休業（当該職員がその3歳に満たない _____ 子を養育するため1日の勤務時間の _____ 一部 _____ を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

- 1 1 玉名市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条、第4条の4から第4条の6まで、第5条の2及び第6条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 1 2 玉名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条及び第8条 _____ の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

議第 7 8 号関係

玉名市税条例及び玉名市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
(玉名市税条例の一部改正 (第 1 条関係)) (用語) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 徴収金 市税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。 (3)・(4) 略 <u>第 2 1 条及び第 2 2 条 削除</u>	(用語) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 徴収金 市税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。 (3)・(4) 略 <u>(督促手数料)</u> <u>第 2 1 条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状 1 通について、1 0 0 円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u> <u>第 2 2 条 削除</u>
(玉名市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正 (第 2 条関係)) <u>玉名市税外収入金に係る延滞金徴収に関する条例</u> (趣旨) 第 1 条 地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 3 1 条の 3 第 2 項の規定により分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他公法上の市税外収入金 (以下単に「税外収入金」という。) の納入を督促したときは、この条例の定めるところにより	<u>玉名市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例</u> (趣旨) 第 1 条 地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 3 1 条の 3 第 2 項の規定により分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他公法上の市税外収入金 (以下単に「税外収入金」という。) の納入を督促したときは、この条例の定めるところにより督促手数料

____延滞金を徴収する。
(____延滞金の額)

第2条 略

(徴収方法)

第4条 _____延滞金の徴収は、市税に係る_____
____延滞金の徴収の例による。

(玉名市奨学基金条例の一部改正（附則第4項関係）)

(延滞金)

第19条 正当と認められる理由がなくて奨学金の返還を遅延した
ときは、玉名市税外収入金に係る延滞金徴収に関する条例
_____(平成17年条例第58号)の規定により延滞金を徴収
する。

及び延滞金を徴収する。

(督促手数料及び延滞金の額)

第2条 督促手数料の額は、督促状1通につき100円とする。

2 略

(徴収方法)

第4条 督促手数料及び延滞金の徴収は、市税に係る督促手数料及
び延滞金の徴収の例による。

(延滞金)

第19条 正当と認められる理由がなくて奨学金の返還を遅延した
ときは、玉名市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関
する条例（平成17年条例第58号）の規定により延滞金を徴収
する。

議第 7 9 号関係

玉名市介護保険条例及び玉名市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
(玉名市介護保険条例の一部改正 (第 1 条関係))	
第 6 条 削除	<u>(保険料の督促手数料)</u> <u>第 6 条 保険料の督促手数料は、督促状 1 通につき 1 0 0 円とする。</u>
(玉名市後期高齢者医療に関する条例の一部改正 (第 2 条関係))	
(保険料の督促)	(保険料の督促)
第 5 条 略	第 5 条 略 <u>2 保険料の督促手数料は、督促状 1 通について、1 0 0 円とする。</u>

議第 8 0 号関係

玉名市火入れに関する条例の一部を改正する条例

新	旧
(火入れの中止) 第 1 4 条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は火災警報が発令された場合には、</u>火入れを行ってはならない。 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、<u>強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されたとき、又は火災警報が発令されたときには、</u>速やかに消火しなければならない。	(火入れの中止) 第 1 4 条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報、異常乾燥注意報又は</u>火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、<u>又は強風注意報、異常乾燥注意報若しくは</u>火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

議第 8 1 号関係

玉名市法定外公共物管理条例等の一部を改正する条例

新	旧
(玉名市法定外公共物管理条例の一部改正 (第 1 条関係)) (<u> </u>延滞金) 第 1 5 条 市長は、地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 3 1 条の 3 第 1 項の規定により督促状を発したときは、同条第 2 項の規定により<u> </u>延滞金を徴収する。 <u>2</u> 略 <u>3</u> 前 2 項に定めるもののほか、<u>延滞金 </u>の徴収については、<u>玉名市税外収入金に係る延滞金徴収に関する条例 </u> (平成 1 7 年条例第 5 8 号) の定めるところによる。 (玉名市浄化槽施設条例の一部改正 (第 2 条関係)) <u>第 8 条</u> 略 <u>第 9 条</u> 略 <u>第 1 0 条</u> 略 <u>第 1 1 条</u> 略 <u>第 1 2 条</u> 略	(督促手数料及び延滞金) 第 1 5 条 市長は、地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 3 1 条の 3 第 1 項の規定により督促状を発したときは、同条第 2 項の規定により督促手数料及び延滞金を徴収する。 <u>2</u> 督促手数料の額は、督促状 1 通につき 1 0 0 円とする。 <u>3</u> 略 <u>4</u> 前 3 項に定めるもののほか、<u>督促手数料及び延滞金の徴収については、玉名市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例 (平成 1 7 年条例第 5 8 号) の定めるところによる。</u> (督促) <u>第 8 条</u> 使用料の納期限までに完納しない者の督促手数料の徴収については、<u>玉名市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例 (平成 1 7 年条例第 5 8 号) を準用する。</u> <u>第 9 条</u> 略 <u>第 1 0 条</u> 略 <u>第 1 1 条</u> 略 <u>第 1 2 条</u> 略 <u>第 1 3 条</u> 略

第13条 略

第14条 略

第15条 略

第16条 略

第17条 略

(過料)

第18条 次の各号のいずれかに掲げる者には、5万円以下の過料を科する。

(1) 略

(2) 第10条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者

(3) 第12条の規定による保管義務等に違反した者

(4) 第14条の規定による費用負担を怠った者

2 略

(玉名市水道事業条例の一部改正(第3条関係))

(工事の施行)

第11条 工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。)又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

2～4 略

(督促_____)

第34条 略

第14条 略

第15条 略

第16条 略

第17条 略

第18条 略

(過料)

第19条 次の各号のいずれかに掲げる者には、5万円以下の過料を科する。

(1) 略

(2) 第11条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者

(3) 第13条の規定による保管義務等に違反した者

(4) 第15条の規定による費用負担を怠った者

2 略

(工事の施行)

第11条 工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2～4 略

(督促及び督促手数料)

第34条 略

2 督促手数料は、1回につき100円を徴収する。

議第 8 2 号関係

玉名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
(給与の減額) 第 2 0 条 略 2 職員が部分休業（当該職員がその<u>小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務時間の全部又は一部（2 時間を超えない範囲内又は 1 年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）</u>を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	(給与の減額) 第 2 0 条 略 2 職員が部分休業（当該職員がその 3 歳に満たない_____子を養育するため 1 日の勤務時間の_____一部_____を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

議第 8 3 号関係

玉名市公共下水道条例及び玉名市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

新	旧
(玉名市公共下水道条例の一部改正 (第 1 条関係)) (排水設備等の工事の実施) 第 6 条 排水設備等の新設等の工事は、排水設備等の工事に関し、 規程で定める技能を有する者を置く業者として規程で定めるところにより管理者が指定したもの（以下「指定工事店」という。） でなければ行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u> (占有) 第 2 1 条 略 2 管理者は、前項の許可を受けた者から占用料を徴収することができる。ただし、次に掲げる占有物件については、この限りでない。 (1)～(3) 略 (4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法 _____ _____第 2 条第 1 項に規定する地方公営企業以外の事業 に係る占有物件 3 略 (玉名市農業集落排水処理施設条例の一部改正 (第 2 条関係)) (排水設備の工事の施工)	(排水設備等の工事の実施) 第 6 条 排水設備等の新設等の工事は、排水設備等の工事に関し、 規程で定める技能を有する者を置く業者として規程で定めるところにより管理者が指定したもの（以下「指定工事店」という。） でなければ行ってはならない。 (占有) 第 2 1 条 略 2 管理者は、前項の許可を受けた者から占用料を徴収することができる。ただし、次に掲げる占有物件については、この限りでない。 (1)～(3) 略 (4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法 (昭和 2 7 年法律 第 2 9 2 号) 第 2 条第 1 項に規定する地方公営企業以外の事業 に係る占有物件 3 略 (排水設備の工事の施工)

第9条 排水設備の新設等の工事は、規程で定める指定工事店でなければ施工してはならない。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第9条 排水設備の新設等の工事は、規程で定める指定工事店でなければ施工してはならない。